

単身世帯が入居することのできる市営住宅の規模の見直しについて

1. 現行

単身世帯の市営住宅への入居は、その規模が2K、2DK、1LDKでかつ、住戸専用面積が50㎡未満と定められている。

2. 問題点について

高齢化社会の進行等により単身世帯が増え、今後もその傾向が続くと見られている。市営住宅の新規応募においても、一般世帯と比べて単身世帯の倍率が高くなっており、申込をしても、なかなか入居できない状況となっている。

また、提供できる単身用の空家の数も少なくなっており、現在柏陽団地の建替事業を進めているが、既存団地へ移転を希望する単身世帯の数よりも単身用の空家の数が下回っている状況となっており、その対応が求められている、

3. 見直し案

このことから、恵庭市市営住宅条例施行規則を改正し、単身世帯の入居要件の住戸専用面積50㎡未満を55㎡未満とし、単身世帯の入居を促進する。